

団体ヒアリングにおける意見
(障害者の意思決定支援・成年後見制度の
活用の促進の在り方)

○ 障害者に対する意思決定支援についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・ 意思決定支援の定義
- ・ 支援の具体的な内容や仕組み(誰が・どの場面で・どのような障害を有する者に対し、どのように実施)
- ・ 意思決定支援に係る人材育成

【定義】

○意思決定支援の定義を考える上では、いかなる人も意思決定能力があることを原則としなければならない。そして、①本人に必要とされる情報を提供すること、②情報提供に当たっては本人が決定できるように支援者が適切な配慮をすることなどが求められる。さらに、③本人が自らの意思決定を表現できるように具体的に支援することを踏まえることが必要。(日本知的障害者福祉協会)

○意思決定支援を関係者間で共通して理解するために「意思決定支援のガイドライン」を作成すること。(日本相談支援専門員協会)

○あらゆる場面において、代理(代行)決定は避け、支援を受けつつも本人が決定することを大原則とする。本人が意思決定できるよう支援していく制度を設ける。(全国精神保健福祉会)

○意思決定支援の要素 ①意思疎通・情報提供支援...本人の意思をくみ取り、わかりやすく情報提供。②意思形成支援...本人自身が納得して、本人にとってより良い意思決定をできるように支援。特に、本人が自身にとって不利益となる意思をもつ場合には、支援者は本人の最善の利益を考慮して提案し、本人が自ら納得して新たな意思を形成するように支援。③意思実現支援...本人の思いを実現するよう支援。(日本自閉症協会)

【内容・仕組み】

○相談支援専門員やサービス管理責任者等は、本人の意思決定にあたって必要な情報を理解されやすい方法で、直接本人に対して提供し、本人の意思確認を行うに当たっては、何よりもまず本人の権利、意思及び選好を尊重することを原則とする。意思決定に困難を抱える人たちが意思決定をしやすくなるためには、周りに信頼感と安心感を持てる支援者の存在が必要であり、さらには、ア、様々な経験を積む機会、イ、様々な情報、ウ、幼少時から年齢に応じて選ぶ機会、等々が提供されているかなど、エンパワメント支援の環境形成が重要となるため、このための研究、研修等を促進する必要。(日本知的障害者福祉協会)

○障害者が自ら意思決定するまでには様々な支援や体験に基づいた協働的意思決定を通じて本人のエンパワメント力が育まれ、自らの意思決定に移行していくことをふまえ、意思決定支援のあり方については、障害の状況、置かれている環境、コミュニケーション状況、生活経験等に基づく段階的支援のあり方等、さまざまな視点から検討できるようにすること。意思決定の前提として「意思表明支援」と「意思決定支援」という二本柱で整理すること。(日本相談支援専門員協会)

○パーソナルアシスタンス制度における意思決定支援の仕組み、また、成年後見制度の利用において、障害者の権利をきちんと理解しているアドボケート(権利擁護者)、オンブズパーソンといった第三者によるチェックする仕組みをつくるべき。(DPI日本会議)

○障害福祉サービスの利用においては、日常生活から就労・社会参加まで、本人に合った多様な選択肢を準備し、本人の理解の仕方、理解力に応じて情報提供することが重要。意思決定支援の過程では、複数の関係者でよく話し合うことが不可欠。サービス等利用計画、個別支援計画等の作成に際しては、原則本人も参加して、本人の信頼する支援職員や、家族・後見人等を含むチームで話し合い、可能な限り本人が選択・決定し、本人なりの署名をする必要。(日本自閉症協会)

【人材育成等】

- 当面は、相談支援従事者養成研修やサービス管理責任者等養成研修の場において、本人を中心とした意思決定支援の具体的な取り組みを促していく。(日本知的障害者福祉協会)
- 意思決定支援は相談支援専門員の本来任務。権利擁護者としての相談支援専門員の在り方を相談支援の種類(基本相談、計画相談、地域相談、市町村が委託した地域生活支援事業の相談支援、基幹相談支援センター)に即して整理すること。(日本相談支援専門員協会)

【その他】

- 意思決定支援に基づいたサービス提供においては、計画相談、個別支援計画、モニタリング、「本人の暮らしへの意向」が一貫して位置づくよう、ガイドラインが示される必要。(全国手をつなぐ育成会連合会)
- 障害者権利条約第12条の「他の者との平等を基礎として法的能力を享有する」等を実現する観点から、現状と課題を精査するべき。(きょうされん)
- 障害福祉サービスの利用等、限定的な場面ではなく、障害者の社会生活及び日常生活全般にわたる意思決定支援及び成年後見制度の在り方について検討する場を設けるべき。(きょうされん)
- 情報バリアフリーと、合理的配慮の視点から、わかりやすい情報提供を自治体、事業所が行うことを必須にすべきで、そのために基本データをわかりやすく国が提供すべき。意思決定支援を日常的に行えるように、ルビふり機能だけでなく、文章をわかりやすくする機能、イラスト、ピクトグラムなども表記できる総合的な意思決定支援ソフトの開発を望む。(日本グループホーム学会)
- 「必要とする支援を受けながら、意思(自己)決定を行う権利が保障される旨の規定」、「障害者は、自らの意思に基づきどこで誰と住むかを定める権利、どのように暮らしていくかを定める権利、特定の様式での生活を強制されない権利を有し、そのための支援を受ける権利が保障される旨の規定」を設けるべき。地域での日常生活における意思決定支援と密接に関わる支援であるパーソナルアシスタンス制度を実現するべき。(DPI日本会議)
- 国連の障害者権利委員会の勧告に従い、成年後見制度などの代替意思決定の仕組みを、法的能力を行使するための意思決定支援の仕組みに変えるべき。パーソナルアシスタンス制度における意思決定支援の仕組みの導入。(全国自立生活センター協議会)
- 意思疎通に障害がある者が安心して代弁機能を託することができる包括的な生活支援を担う会話パートナーや、生活版ジョブコーチ等のパーソナルアシスタントの養成などを専門的支援機関(言語聴覚士・臨床心理士等のいる高次脳機能障害支援センター)が行い、必要時に後方的な支援を行える体制を整えることが必要。(日本脳外傷友の会)
- 精神障害を持つ方の意思形成を育む支援は意思決定支援の基礎となる。精神障害者支援では、自己決定を基本とする意思決定プロセスにかかわっていく支援への着目を望む。(全国精神障害者地域生活支援協議会)
- 相談支援の類型に新たに意思決定支援が規定されたが、諸外国における具体的な実践例の調査などがされておらず、各々の想像の域を出ない提言のインフレ状態にある。現時点では、具体的な政策にすることを保留して欲しい。(全国「精神病」者集団)
- 意思決定・意思疎通支援は大人だけの問題ではなく、代替機能や補助的な支援だけを議論するとすれば隔靴搔痒。(全国児童発達支援協議会)

○ 成年後見制度の利用支援についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・ 現在行っている利用支援を踏まえたさらなる利用支援(費用の助成、担い手の育成・確保)のあり方
- ・ 後見・補助・保佐の適切な類型の利用に資する利用者への支援
- ・ 意思決定支援との関係
- ・ 障害者権利条約(第12条「法の前にひとしく認められる権利」)を踏まえた対応との関係

【費用の助成】

- 資産をほとんど持たない被後見人は多く、経費補助の対象を広げて運用できるようにするべき。(日本精神保健福祉士協会)

【担い手の育成・確保】

- 成年後見人等の障がい理解研修が必要(日本知的障害者福祉協会)

【適切な類型の利用】

- ①代行決定の抑制と本人の最善の利益(ベストインタレスト)に沿った意思決定支援(「後見類型」は条約第12条の趣旨に反する) ②本人の意思決定ができるように最大に支援を尽くす(意思決定の程度に差はあっても、その可能性がある限りは本人の意思決定ができるように最大の支援を尽くすことをまず先決とし、現段階では支援型の後見制度への転換が必要。その上で、補助類型の活用の促進が現実的な対応。)(日本知的障害者福祉協会)
- 被後見の他に被保佐、被補助の制度があることを本人、家族にわかりやすく情報提供し、財産相続等で、安易に被後見人の申請をしないような支援も必要。(日本グループホーム学会)
- 本人に代わって何らかの決定をする者と本人の意思を尊重、確認しながら権利擁護活動を行う制度上の区別をするべき。成年後見制度の全面見直しを進めながら、当面、後見類型の利用を最大限抑制し、どうしても代理決定が必要な場合については本人の同意を必要とする補助類型の利用を中心とすべき。(DPI日本会議)
- 後見類型の利用はできるだけ抑制する。遷延性障害などでどうしても本人から直接意思の確認ができない場合についてのみ、例外的に成年後見類型、保佐類型の利用を認める方向での改革が必要。(DPI日本会議、全国自立生活センター協議会)

【その他】

- 前述の意思決定支援が国連障害者権利委員会の一般意見の「支援付き意思決定」に相当するものとして議論されていくことが求められる。(日本知的障害者福祉協会)
- 障害福祉サービスでの自己決定支援、契約行為等を支援付意思決定支援で行えるように配慮すべき。(日本グループホーム学会)
- 諸外国の取り組みも参考にしながら、制度設計、改革のために、厚生労働省と法務省などの関係省庁との連携、障害者団体等・関係団体との間に障害当事者が過半数で構成される検討の場を設けるべき。(DPI日本会議)

- 自己判断能力が全くない者には、成年後見人が不可欠。制度における身上監護には、身体介護が含まれていない。成年後見と障害福祉サービスと融合したものになれば利用者の人権が守られ、安定した生活が送れるようになる。法人後見を推進するための支援施策(全国重症心身障害児(者)を守る会)
- 成年後見制度利用支援事業については、所得制限の廃止や補助の拡充等、その在り方を検討する必要。また、成年後見制度法人後見支援事業については、広く事業周知を行い、取組を促進する必要。(全国知事会)

【成年後見制度の在り方】

- 成年後見制度については、今回の見直しで取り扱うのは現実的ではない。(全国手をつなぐ育成会連合会)
- 成年後見制度については、交通事故の場合は、高額な保険金や、賠償金の金銭管理が、後見人に委ねられるが、制限規定が多く、当事者のために必要な支出もできないという声も多い。現行法の改定が早期に必要。(日本脳外傷友の会)
- 成年後見制度の利用を促進する前提として、我が国の成年後見制度のあり様について、障害者権利条約に照らして妥当かどうか再検討し、必要な見直しを行うことが必要。(日本精神保健福祉士協会)
- 健康の障害、財産の悪用、喫煙、ギャンブルなど、止めることを必要とする場合の支援は、成年後見制度を利用しない場合が非常に多い。こういった場合の身上監護が検討される必要。(全国精神障害者地域生活支援協議会)
- 成年後見制度の利用促進は、障害者権利条約12条に違反する。直ちに成年後見制度を廃止することは困難であっても、段階的に行為能力の制限が伴わない支援の検討を開始することを要望。(全国「精神病」者集団)
- 現在の成年後見制度は障害者権利条約 12 条に抵触しており、代行決定制度から支援つき意思決定制度への転換を図るため民法改正が必要であるが、当面、現行法内でも次の改善が必要。①申請・審判に当たって、なるべく補助類型・保佐類型を優先。また審判の見直しをしやすくする。②複数後見、団体後見を進め、後見等監督人による後見人等への支援を強化。③成年後見制度利用の公費負担・補助を拡大。④後見人等への意思決定支援の研修を徹底。⑤相談支援事業との連携等、総合的な権利擁護の体制を強化。⑥家庭裁判所の成年後見人員体制を整備強化し、200 以上にわたる欠格条項を廃止。(日本自閉症協会)
- 財産管理は地方裁判所によって運用が異なるので統一方針が示されるべき。(全国重症心身障害児(者)を守る会)
- 成年後見人には医療同意の権限がなく判断に限界があるので、意思決定支援の在り方について法的な整備を図り指針を明示して欲しい。(日本重症心身障害福祉協会)
- 現行の成年後見制度では、後見人に医療同意の権限がなく判断に限界があるため、法的な整備を図り、指針を明示して欲しい。(全国重症心身障害日中活動支援協議会)
- 認知症をベースとする現制度は障害者に合っていない。医療的措置の判断の機会が加齢とともに増えるが後見人には認められていない。金銭管理と身上介護を区別し、身上介護は必ずしも法的資格者でなくても可能とすることを含めて、長期間後見を要する障害者を対象とする制度の確立が利用促進につながる。(全国肢体不自由児者父母の会連合会)